

令和元年度

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会記録

審査・調査案件

1. 正・副委員長互選等について 1
-

令和元年7月9日（火曜日）

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会会議録

令和元年7月9日 火曜日

午後2時14分開議

午後2時59分閉議（実時間7分）

○本日の会議に付した案件

1. 正・副委員長互選等について

○本日の会議に出席した者

委員長	成 松 由紀夫 君
副委員長	古 嶋 津 義 君
委員	金 子 昌 平 君
委員	中 村 和 美 君
委員	野 崎 伸 也 君
委員	橋 本 幸 一 君
委員	堀 徹 男 君
委員	村 川 清 則 君
委員	村 山 俊 臣 君
委員	山 本 幸 廣 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記 中 川 紀 子 君
土 田 英 雄 君

（午後2時14分 開会）

○書記（中川紀子君） お疲れ様です。早速ですが、始めさせていただきます。

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会の書記を担当いたします中川と土田です。よろしくお願いいたします。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

設置後、初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、古嶋津義委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。古嶋委員、委員長席の方へお願いいたします。

（古嶋津義君 委員長席に着く）

○年長委員（古嶋津義君） ただいま御紹介をいただきました古嶋津義でございます。

年長のゆえをもちまして、委員会条例第10条第2項の規定により、私が臨時に委員長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

◎正・副委員長互選等について

○年長委員（古嶋津義君） ただいまから、橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会を開会いたします。

これより、委員長の互選を行います。

お諮り致します。

委員長の互選は、本来ならば、投票によるのが原則であります。指名推選の方法によることもできます。いかがいたしましょうか。

○委員（山本幸廣君） 指名推選をお願いします。委員長。

○年長委員（古嶋津義君） それでは、どなたか。（「よろいいますか」と呼ぶ者あり）

それでは、指名推選の方法によることに、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○年長委員（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、指名推選の方法により行います。

どなたか、委員長を指名される方はございませんか。

○委員（山本幸廣君） 成松由紀夫委員をよろしく委員長にお願いします。御推薦いたします。

○年長委員（古嶋津義君） それでは、ただい

まの山本幸廣委員から成松由紀夫委員を指名していただきましたが、これに、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○年長委員(古嶋津義君) 御異議なしと認め、成松由紀夫委員を委員長に指名をいたします。

よって、成松由紀夫委員が委員長に当選されました。委員長に当選されました成松由紀夫委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

委員長と交代をします。

(委員長交代)

○委員長(成松由紀夫君) ただいま御指名いただきました成松でございます。皆様のいろいろな思いを一心に背負わせていただいて頑張ってまいりますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(成松由紀夫君) それでは、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選は、本来ならば、投票によるのが原則であります。指名推選の方法によることもできます。いかがいたしましょうか。

(「指名をお願いします」と呼ぶ者あり)

○委員(山本幸廣君) 指名推選をお願いします。

○委員長(成松由紀夫君) 指名推選。

それでは、指名推選という声がありました。山本委員から指名ということでございますので、山本委員、指名をお願いします。

○委員(山本幸廣君) 古嶋津義委員に副委員長の推選をいたします。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) ただいま古嶋委員を副委員長に指名がなされましたが、ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認めます。

よって、古嶋津義委員が副委員長に当選されました。副委員長に当選されました古嶋委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

○副委員長(古嶋津義君) はい。ただいま副委員長を拝命いたしました古嶋でございます。成松委員長を補佐しながら運営をしてまいりたいと存じます。どうぞ最後までよろしくお願い申し上げます。

○委員長(成松由紀夫君) 小会します。

(午後2時19分 小会)

(午後2時57分 本会)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

いろいろ御意見がありましたが、継続審査との御意見が多うございました。何か御意見ございませんか。

○委員(橋本幸一君) まずはですね。この6月定例会の予算等を早急に議決して送るという、これが6月定例会の一番重要な議題でございますので、まずはそれを通すということでございますが、そうなりますと当該議員がこの可決に加わるということは非常にいかがなものかと思うわけでございますが、本日の採決についてはですね。ただ、日程的な時間的な都合を考えますとそこはいたし方ないということで、この懲罰特別委員会は継続審査ということで、後を引き継いでいってもらえればと思っております。

○委員長(成松由紀夫君) ほかに継続審査としての御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) ない。議事録に残さなくてもいいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

本件については、なお、引き続き審査を要しますので、閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、次の本特別委員会は事務局と協議の上、後日御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会を閉会いたします。

（午後２時５９分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和元年７月９日

橋本徳一郎君に対する懲罰特別委員会

委員長